

国民生活センターによる事業者への要望について

1. 独立行政法人国民生活センターによる要望

国民生活センターでは、相談処理や商品テスト等を通じて得られた問題点について、行政機関や業界（事業者団体及び事業者等）に対して、改善等の意見を提出している。

- ① 関係行政機関に対して、事業者への措置（行政処分など）や、必要な施策（制度改正、制度創設など）を求める
- ② 関係業界（事業者団体及び個別事業者等）に対して、必要な対応（対応改善、会員事業者への周知など）を求める

2. 「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書（平成 24 年 8 月 22 日）

- 国民生活センターの各機能の全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実
- 国民生活センターを「消費者行政の司令塔機能が十分に発揮される上で不可欠な存在」として改めて位置付け
- 国民生活センターが関係行政機関に対して行っている改善要望は、消費者の声を政策に直結させるために重要な機能であり、その機能の十分な発揮のためには、国民生活センターの他の行政組織ないし機関からの独立性が確保されることが求められる。
- 国民生活センターの機能を担う新たな機関は、独立性を法的に担保した特別の機関として消費者庁を移行先とすることが有力な考え方。消費者庁に移行した場合、関係行政機関への改善要望を含めた各機能の柔軟性・機動性の確保や相談、ADRと法執行権限との関係についての懸念があることから、この懸念に十分に対応できるよう、制度・仕組を手当てする必要がある。